

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第2項から第4項までに規定する放課後児童健全育成事業の届出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、法第34条の8第2項の規定に基づき、当該事業を開始する前に、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号。以下「施行規則」という。）第36条の32の2各号に掲げる事項その他の必要な事項を茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をする者は、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業開始届と併せて次の書類を届け出なければならない。

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 主な職員の氏名、経歴及び、職務の内容
- (4) 建物その他設備の図面
- (5) 収支予算書
- (6) 事業計画書

(事業変更の届出)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、前条の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）その他必要な書類により、教育委員会に届け出なければならない。

(事業休止又は終了の届出)

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は中止しようとする

ときは、法第34条の8第4項に基づき、施行規則第36条の32の3各号に掲げる事項を、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業休止・終了届（第3号様式）その他必要な書類により、教育委員会に届け出なければならない。

（基準の遵守及び報告）

第5条 事業者は、法第34条の8の2第3項の規定に基づき、茅ヶ崎市放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月25日茅ヶ崎市条例第58号）を遵守しなければならない。

2 事業所の管理下において、医療機関での診療が必要となる重大な事故が生じた場合は、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業事故報告書（第4号様式）により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（調査及び立入調査等）

第6条 教育委員会は、法第34条の8の3第1項の規定に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 教育委員会は、法第34条8の3第3項の規定に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対し、必要な行政指導を行うものとする。

3 教育委員会は、法第34条の3第4項の規定に基づき、必要と認めるときは、茅ヶ崎市行政手続条例（平成9年3月茅ヶ崎市条例第2号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

4 前3項に規定する業務を行う職員は、施行規則第13条の3様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。